

瀬戸市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年4月1日 策定

令和 3年4月1日 改訂

瀬戸市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

瀬戸市においては、担い手の高齢化及び後継者不足、相続による非農家の農地取得等により、遊休農地の発生・拡大が懸念されるため、農地の有効利用の推進にあたっては、瀬戸市農地バンク制度（以下「農地バンク」という。）や中間管理事業を有効に活用しながら、農地の集積・集約化を行うと共に、新規就農者の農業参入を促進し、それらに向けた対策の強化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、瀬戸市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、農業委員及び推進委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合
現 状 (令和2年3月)	848.8 ha	10.7 ha	1.31 %
3年後の目標 (令和5年3月)	823.0 ha	10.0 ha	1.21 %
目 標 (令和7年3月)	807.0 ha	9.6 ha	1.19 %

※ 遊休農地の解消目標における管内農地面積は、農地台帳面積を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施

農業委員と推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第

1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

また、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

なお、従来から日常的に農地パトロールの中で行っていた違反転用の防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、農地パトロールの時期にかかわらず、適宜実施する。

イ 農地バンクの活用

利用意向調査の結果を受け、農地として活用可能な遊休農地は、農地バンクへの登録を促し、農地の出し手と受け手のマッチングを行う。

また、利用権の設定期間が満了する農地をリスト化し、期間の更新を支援するとともに、更新されなかった農地については、農地バンクへの登録を促す。

ウ 新規参入の促進

新規参入を希望するものをリスト化し、農地バンクに登録された農地を紹介するとともに、希望する農地の登録がなかった場合は、随時希望する農地を積極的に発掘し、参入希望者の地域での受入条件の整備、調整を図り、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。

エ 担い手への農地利用の集積・集約化

担い手の意向を踏まえ、遊休農地の活用を含む農地の利用調整と農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定を行う。